

令和7年度 第11回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和8年2月6日(金)午後1時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (13名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 佐藤洋介 | 2番 | 加藤和洋 | 3番 | 伊藤淑榮 |
| 4番 | 鈴木和俊 | 5番 | 高橋郁雄 | 6番 | 清水司 |
| 7番 | | 8番 | | 9番 | 鈴木孫城 |
| 10番 | 武田一雄 | 11番 | | 12番 | 佐藤正樹 |
| 13番 | | 14番 | 山本義則 | 15番 | 伊藤賢一 |
| 16番 | 鈴木豊則 | 17番 | 鈴木誠孝 | | |

4. 欠席 (3名)

5. 農業委員会業務報告(1月分)

6. 報告事項

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の許可申請について

8. その他

農用地利用集積等促進計画に対する作成要請について

農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について

農業作業料金(案)について

9. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 濱 | 野 | 勇 | 幸 |
| 局 | 長 | 補 | 佐 | 鈴 | 木 | 俊 | 市 |

10. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和7年度第11回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

本日は、お忙しい中、総会へご出席いただき、ありがとうございます。

県内では記録的大雪を記録しており、毎日のように除雪による事故が紙面に載っております。

除雪作業を行う際は、事故の無いよう、十分に気を付けて行ってください。

また、衆議院議員選挙もいよいよ今週末が開票日です。

既に期日前投票を済ませた方もいると思いますが、農政の先行きを占う意味でも、大変重要な選挙となりますので、各候補者の公約などを見定め、慎重な投票をお願いいたします。

さて、今回の議案等につきましては、議事案件が2件とのことですので、忌憚のない意見をよろしくお願ひします。

事務局長

本日は、7番の三浦栄子委員、8番の原田智也委員、13番の目黒千衣子委員から、欠席の届け出がありました。

出席委員数は18名中15名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、

10 番 武田一雄 委員、12 番 佐藤正樹 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

続きまして、農業委員会業務報告を事務局より説明させます。

鈴木局長補佐

それでは、皆さんのお手元にある、1月の農業委員会業務報告書をご説明いたします。

座ったまま説明させていただきますので、ご了承ください。

1月農業委員会業務報告書、

8日に第10回農業委員会定例総会を開催しております。

21日に5条関係の現地確認を行っております。

19日、22日、23日と、3条関係の現地確認を行っております。

26日、農業委員会事務室において、定例の打ち合わせを行っております。

同日、第118回常設審議委員会が、秋田市で開催されております。

出席者及び時間につきましては、資料の方ご確認いただければと思います。

今後の予定についてご説明いたします。

2月4日から5日、令和7年度、都市農業委員会会長会、先進地視察研修を行っておりますが、既に会長と事務局長が、参加しております。

2月6日本日、第11回農業委員会定例総会を開催しております。

2月中旬、令和7年度大潟村他、周辺4市町村農業委員会連絡協議会が開催予定であります。

2月25日、定例業務打ち合わせと、同日、第119回常設審議会を開催予定であります。

2月26日、令和7年度、市町村農業委員会、地区別農地利用最適化活動報告研修会が開催予定であります。

3月5日、第12回農業委員会定例総会を開催予定です。

同日に農業従事者新規加入推進研修会が開催予定であります。

以上で説明を終わります。

議 長

業務報告について何かご意見ございませんか。

加藤和洋委員

26日の研修会は、我々農業委員も出席することになるのですか。

議 長

事務局より説明させます。

鈴木局長補佐

ご説明します。

本研修会は、事務局長と会長が出席予定であります。

研修内容としては、令和7年中に対応した特別な活動事例などを報告し、各市町村の会長と担当職員で意見交換する研修内容であります。

以上で説明を終わります。

議 長

加藤委員、只今の説明に対して追加質問ございますか。

加藤和洋委員

ありません。

議 長

他に何かありませんか。

続きまして、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

鈴木局補佐

それでは皆さん、お手元の議案書の 1 ページをご覧ください。

農地法第 18 条の案件についてご説明します。

座ったままで説明させていただきます。

今回の農地法第 18 条合意解約の案件ではありますが、全部で 5 件であります。

貸し人の農地売買による解約、農地を売買するための解約が 2 件、借人の規模縮小による解約が 3 件であります。

借り人の規模縮小による解約につきましては、いずれも、この後の耕作者が決まっていると、でございます。

以上で説明を終わります。

ただ今の事務局の説明について何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

以上報告でありますので、何とかご了承願いたいと思います。

続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。

農地法第3条の所有権移転の案件についてご説明します。

座ったままで説明いたします。

申請番号 1 号、

福川字立石 96 他 15 筆、地目田、面積計 17,430 m²

渡人が潟上市のA、受人が脇本のB。

渡人の希望によりBが買い取りするという形になります。

総額 595 万円であります。

申請番号 2 号

五里合中石字今沢 230、地目田、面積 2,607 m²

渡人が秋田市のC、受人が五里合のD。

渡人からの要望により、受け人が買い取るものですが、分家から本家に農地を戻す売買になります。

無償譲渡であります。

申請番号 3、

払戸字小堤下千間 120 他 13 筆、地目田、面積計 4,603 m²

渡人が払戸のE、受人が、角間崎のF。

受人からの渡人からの要望により、Fが受けるということでもあります。

これも無償譲渡ではありますが、以前に相対で譲っていた農地の登記名義を、今回改めて変更したいというもので、無償譲渡となります。

申請番号 4、払戸字尻深二番谷地 398、地目田、面積 117 m²

渡人が秋田市のG、H、共有名義、受人が払戸のI。

これも無償譲渡でありまして、請け人の田と一体になっている田であるために、渡人の要望により引き受けるということになったということでもあります。

申請番号 5 号、

福米沢字八掛台下 37、地目田、面積 3,055 m²

渡人が福川のJ、受人が福米沢含のK。

これも渡し人の要望により、請け人が受けるということで、親族間の無償譲渡という形になっております。

5 ページをご覧ください。

申請番号 6 号、

福米沢字福米沢新田 66、地目田、面積 4,516 m²

渡人が、福川のL、受人が福米沢のM。

これもまた渡人からの要望により請人が無償譲渡で受けるという形になっており、申請番号 5 号と関係のある案件であります。

以上で、所有権移転の説明を終わります。

議 長

ただ今の1番から6番までの所有権移転について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

なければ、申請通り許可したいと思いますのでお願いいたします。

続きまして7番からよろしく申し上げます。

鈴木局長補佐

それでは、5 ページの申請番号 7 号からまた説明をいただきたいと思えます。

次は、賃貸借権設定の新規の案件であります。

申請番号 7 号、

福米沢字八掛台下 59 他、2 筆、地目田、面積計 13,567 m²

渡人が大瀧村のN、受人が福米沢のO。

渡人からの要望により、請け人が新規で耕作するということで、新規で 5 年、10 アール当たり 17,000 円で、水利費は借り人負担ということになっております。

申請番号 8 号、

払戸字大谷地 294、他 3 筆、地目田、面積計 3,710 m²

渡人が払戸のP、受人が鶴木のQ。

渡人の要望により、請け人が受けるという形になっております。

新規の 5 年契約、10 アール当たり 1 俵、水利費借り人ということになっております。

申請番号 7 番と 8 番は普通であると議事参与案件に当たりますが、当人が欠席でありますので、このまま進行いたします。

引き続き説明いたします。

申請番号 9 番、

脇本百川字矢口 51 他 26 筆、地目田、面積計 28,926 m²

渡人が脇本のS、受人が脇本のT。

これは渡人の要望により、請人が受けるということで、新規の 5 年契約、10 アール当たり 2 万円、水利費借り人負担ということになっております。

申請番号 10、

脇本百川字矢口 206 他1筆、地目田、面積計 2,062 m²

渡人が脇本のU、受人が脇本のV。

新規の 5 年契約、これも渡人からの要望によるもので、新規の 5 年契約 10 アール当たり 1 俵、水利費借り人負担ということになっております。

次から議事参与案件になりますのでここまででいったん終わります。

議 長

今までの件について、質疑ありませんか

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

そうすれば、申請通り許可いたします。

続きまして、農業委員会法大 31 条、議事参与案件により関係する委員の退席をお願いします。伊藤委員退席をお願いします。

暫時休憩します。

伊藤淑榮委員退席

議 長

再開します。

鈴木局長補佐

6 ページの申請番号 11 号

船川港仁井山字石仏 33 他 9 筆、地目田、面積計 17,132 m²

渡人が船川のW、受人が船川のX。

これも渡人からの要望による設定であります。

再設定 5 年契約、10 アール当たり 5 千 8 百円、水利費借り人負担であります。

以上で説明を終わります。

議 長

何か意見ありませんか

一同

委員より異議なしの声あり

議長

なければ終わりにしたいと思います。

暫時休憩いたします。

伊藤淑榮委員着席

議長

再開します。

それでは12番も議事参与案件でありますので関係委員、武田一雄さんの退席を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

武田一雄委員退席

議長

では再開いたします。

鈴木局長補

再設定の案件に関して契約内容の詳細は、割愛させていただきます。

申請番号12号

男鹿中滝川字大沢59-2他46筆、地目田、面積計94,021㎡

渡人が男鹿中のY、受人が男鹿中のZ。

再設定の3年契約であります。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局ご説明について何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり。

議 長

申請通り許可いたします。

暫時休憩いたします。

武田一雄委員着席

議 長

再開いたします。

事務局長補佐

それでは引き続きご説明いたします。

引き続き6ページの申請番号13号から説明いたします。

13号と14号は、同じ受け人となりますので一括して説明いたします。

払戸字白城66、他13筆、地目田、面積計19,067㎡

渡人が払戸のAA他1名、受人が払戸のAB。

すべて再設定であります。

申請番号、15号から16号、7ページの16号まで同じ請け人であるので、一括して説明します。

払戸字尻深一番谷地224、他23筆、地目田、面積計1,784㎡

渡人が払戸のAC他1名、受人が払戸のAD。

再設定のすべて5年契約であります。

申請番号17号から18号まで同じ請け人であるので一括します。

払戸字大谷地 287、他 23 筆、地目田、面積計 18,702 m²

渡人が払戸のAE他 1 名、受人が、払戸のAF。

再設定のすべてを5年契約であります。

申請番号 19

野石字芭蕉 88 他 3 筆、地目田、面積計 8,144 m²

渡人が脇本のAG、受人が、野石のAH。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 20 号、

男鹿中山町字鳥越長根 1-3、他 8 筆、地目田、面積計 42,885 m²

渡人が北浦のAI、受人が北浦のAJ。

再生の 5 年契約であります。

続いて 8 ページをご覧ください。

申請番号 21 号。

船川港仁井山字野辺 109 他 2 筆、地目田、面積計 5,259 m²

渡人が秋田市のAK、受人が、船川のAL。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 22 号。

船越字草根 31 他 9 筆、地目田、面積計 8,687 m²

渡人が払戸のAM、受人が払戸のAN。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 23 号

払戸字尻深一番谷地 448 他 3 筆、地目田、面積計 3,553 m²

渡人が神奈川県のAO、受人が払戸のAP。

再設定の 3 年であります。

申請番号 24 号

脇本樽沢字七十刈5他 2 筆、地目田、面積計 3,093 m²

渡人が払戸のAQ、受人が脇本のAR。

再設定の 10 年契約です。

申請番号 25 号

払戸字大堤 6 他 1 筆、地目田、面積計 3,992 m²

渡人が払戸のAS、受人が、払戸のAT。

再設定の 5 年契約であります。

以上で説明を終わります。

議 長

これについて何か、ご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

申請通り許可しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 22 号、農地法第5条の許可について、よろしく願い
します。

鈴木局長補佐

それでは、農地法第5条の関係についてご説明したいと思います。

9 ページをご覧ください。

議案第 22 号、農地法第5条の案件であります。

一時転用の案件であります。

申請番号 13 号

福米沢字新大門道 76、地目畑、面積 6,831 m²

渡人が福米沢のAU、受人が、AV。

転用の理由としましては赤土採取ということで育苗土採取ということになっております。

お手元の別紙図面をご覧ください。

表紙の1ページをご覧ください。

横に見ていただいて、申請地の場所については、旧潟西中学校の、裏手にある農地ということになっております。

後ろの方に、市道がありまして、図面の下の方に行くとき角間崎方面に行ということになっております。

2ページは、公図が続いておりまして、3ページには、利用計画図ということで載せてあります。

一番わかりやすいのがこの位置図でありますので、位置図を使って説明させていただきますと、赤色で囲まれたところが、申請の採取地であります。

この道路が採取地に向かってありますけれども、それがこの道路の広さは、大型車両も通れるような、広い道路となっております。

実際に工事箇所に入るのはそれよりちょっと狭い上側の、道路を入りまして、三角になっているところから、進入して作業を進めるということになります。

赤土採取の面積につきましては、この契約面積中、6,271 m²から採取します。

その保安面積として540 m²を取っているという計画図になっております。

最後に現況の写真がありますが、冬期でありますので、雪が積もり、あまりよくわからないような状況にはなっておりますが、潟西中学校から市道の方まで平坦な農地ではなく、段差があり、坂のようになっている土地であります。

道路側から見た写真ではありますが、奥に荒れている農地があるのですが、そこまでで、ちょうど 1m位の段差になってる農地であります。

以上で説明を終わります。

議 長

通常であれば、現地確認した報告者として、8 番の原田智也委員、7 番の三浦栄子委員に説明してもらおうのですが、2 人とも欠席ってということでありますので、今回は事務局に説明させますので、よろしく願いいたします。

鈴木局長補佐

それではご報告いたします。

原田委員により説明原稿をお預かりしておりますので、代読いたします。

1 月 21 日に実施した転用の現地確認についてご報告します。

当日は、AV さん、三浦委員と原田委員、事務局の立ち会いのもと実施いたしました。

所在地は、事務局からの説明通り、旧潟西中学校の裏の畑で一帯が畑であります。平坦ではなく、旧形中学校から市道までは上りになっており、農地ごとに 1mほどの段差があります。

申請地につきましては、両脇が農道で隣地とは段差があるため、この後作業した際には、農地への影響はないと考えております。

また、申請地への進入については、大型車両も通行できるぐらいの幅があり、問題はないと考えます。

ただし、作業が農繁期に重なりますので、農作業に影響の出ないよう配慮することを AV さんには申し伝えました。

申請農地は、昨年まで農業法人で大豆の作付けを行っていた場所で、了解を取っているとのことでした。

土をとらせることで、連作障害の対策をするのではと思われます。

周辺の農地でも過去に一次転用で土を取った形跡があるため、問題ないと考えます。

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か、ご意見ございませんか。

佐藤正樹委員、何かありますか。

佐藤正樹委員

優良農地であるが、本人の希望であれば、赤土採取については問題ないと思うが、手続きはだれが行ったのか。

本人は老人ホーム施設に入居しているのではないかと。

鈴木局長補佐

手続きされたのは、AVさんが代行しているので、実際に申請書に捺印した者は確認しておりません。

AVさんは、AUさんのご家族とのやりとりしており、そもそもAUさんのご親族から話があり、採取することに決まったということで、聞いております。

以上です。

議長

佐藤委員そう言うことです。よろしいですか。

佐藤正樹委員

付近の方に迷惑をかけなければいいのではないかと。

議 長

他の皆さんいかがでしょうか。

一 同

委員より異議なしの声有

議 長

よければ申請どおりに進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

全ての議事案件は一応終わりました。

その他ということで、農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について説明をお願いします。

鈴木局長補佐

その他の案件、農用地利用集積等促進計画の公告について、ご説明したいと思います。

議案書の一番最後のページ、10 ページをご覧ください。

秋田県農林公社、中間管理機構を通した契約ということになります。

申請番号 1-1 と 1-2 を、同じ案件でありますのでまとめてご紹介いたします。

鶴木字道村新田 74 他 2 筆、地目田 1 筆、畑 2 筆、面積計 5,767 m²

総額 170 万円あります。

渡人が秋田市の AX、受人が松木沢の AY。

この契約に関しては、田の方が 10 アール当たり 35 万円、畑の方は、10 万円ということで、渡人の要望により AY さんが買い受けるということになった案件であります。

続きまして、申請番号 2-1、2-2 についてご説明します。

協本富永字南前田 35 他9筆、地目田、面積計 5,782 m²

総額 150 万円です。

渡人は協本のAZ、受人が、協本のBA。

これも渡人からの要望により、請け人が買い取るというような形になっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

それでは、申請通りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次お願いします。

鈴木局長補査

皆様のお手元に、本日お配りした、農地利用集積等促進計画に対する意見聴取ということで説明いたします。

この案件につきましては、先ほど、議案書の方で協議いただいた案件とは異なりまして、あくまでも農林水産課が農業公社に依頼する案件ということで、その場合は農業委員会から意見聴取するということになっております。

五里合地区基盤整備地域のものでありまして、10年間の当初契約から10年目を迎え、令和8年1月28日に契約は終了し満期を迎えております。

この更新の手続きということになっております。

出し手が229件573筆で、2,103,078 m²

受け手がこれに対して、3 法人ということになっております。

内訳に関しては、次のページからの促進計画一覧表に載っているとおりの案件ということになります。

本来であれば、前もってこの資料をお渡しして、確認していただくというところではありますが、更新の手續きに難儀しておりまして、申請書がもらえないという状況の中で、1 件でも早く、再契約させたいとの意向があり、ぎりぎりまでその申請を受けていた関係で、残念ながら当日の資料配布ということになってしまったことを、お詫び申し上げますということでした。

それで以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明に対し、何かご意見ございますか。

伊藤賢一委員

只今、説明ありましたが、五里合の法人では異議はない。
作ってもらう以上いいことだと思う。

鈴木局長補佐

補足説明します。

補足で説明いたしますと、基盤整備事業で整備された農地については、当初 10 年契約を結んでおりまして、今回 10 年目で更新の時期となります。

基盤整備を行ったということで、それらの農地は、整備計画上、必ず指定された 3 つの法人に預けなければいけないというような縛りがあります。

農林水産課の方では、その対象となる地主の全ての方々に対し、通知と契約書を送り、更新してくださいということでやっておりますが、なかなかそれが戻っ

てこないであるとか、連絡がつかない、または地主さんが亡くなっていて相続登記されていないというケースがあり難儀しておりました。

それと、10年目を迎えましたので、今までの10年間は、売ったり、他に貸したりしてはいけないという縛りがついていましたが、10年目を迎えてまず売ることは、自由ということになり、誰かに売りたいという希望から、今回更新しないという例も出てきております。

ただし、基盤整備事業して、その農地は必ず法人に預けるということにはなっているのですが、農地を買った方も、基本的にはその土地は、自分で耕作することはできません。

法人に契約を結んで預けなければいけないという形になっております。

今回は、一定の件数がまとまったということでの申請となります。

農林水産課で連絡つかないところは法人の方から連絡したりしておりますが、まだ全てではないので、今後も申請があるものと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

以上の説明に意見ありませんか。

鈴木孫城委員

10年経てば亡くなってる方もいるし、引き継ぐ人もいない。

更に、もう10年たてば、またその倍になって、増えていくのは明らかだ。

法人で、買って農地を集約するという考えはないのか。

伊藤賢一委員

まず、こちらの法人では、預けられるものは、中間権利機構へ、登記の取れないものは、相対で親戚と契約している。

鈴木孫城委員

今後、小作料の払う人もいなくなるのではないかと
家もなくなり、本人もいなくなる、払う人もいなくなる。法人で集約の考えはな
いか。

濱野事務局長

鈴木委員おっしゃる通りで、市の農業委員会、農林水産課としても、地域計
画で位置付けて、本来であれば法人で集約して、最終的に法人に農地を買っ
てもらうことが想定されていると考えております。

しかし、一番大きい五里合ファームでも買って集約するという考えがまだな
い。

地域計画でも、法人が将来に向かって営農していくとの計画で位置付けた
法人ですので、法人が取得することが一番いいことと考えております。

今後、市としても指導していかなければと思っていますが、法人にそういう考
えがないし、余力もないのが現状です。

議 長

この件につきましては、この辺にしたいと思います。

農林水産課の方へは、こういう意見もあったということで報告しておきますの
で、よろしくお願いします。

時間も迫って来ておりますので、次に令和8年度の農作業標準料金につい
て、お願いいたします。

濱野事務局長

それでは、私から来年度の、作業員の賃金と、作業料金について、相談した
いと思いますので、令和8年度農作業委託料金試算事例、農業会議から出さ

れたものがありますが、その3ページ目に、事務局で作った(案)ありますので説明します

令和7年度から8年度改定について、ご相談したいと思います。

まず一番下の、作業賃金一般作業がありますが、秋田県の最低賃金が962円から1,031円に変わります。

1,031円に8時間かければ、8,248円となるので、最低ラインでも8,500円で、案2でいけば9,000円となりますが、どのようにしたらいいと思いますか。

ちなみに秋田市の単価は去年で8,800円でした。

いかがでしょうか。

一同

9,000円という声あり

濱野事務局長

9,000円に決定します。

その他の作業料金についてお諮りします。

案1が、最低賃金が7%上がってますので7%アップすれば、案1となります。うちの農業委員会では、令和4年度から単価改定してませんで、7年度までの農業会議の試算した表から、アップを試算してみれば14%ぐらい上がります。2案は14%を上げた価格です。

あとは、今回の試算の例の裏につけてあるのが、農業会議で出した標準的な8年度の単価になります。この項目は合っていないのがありますが、農業会議ではこうなってますということで、参考としてのせてあります。

あと、試算では、10円単位までつけていますが、これも百円単位まで丸めればいいとは思いますが、でもまず話のたたき台として10円単位でだしております。

議長

事務局より2通りの案が説明されましたが、いかがいたしますか。

一同

2案との声があり

事務局長

2案を採用し、100円単位で整理することよろしいですか。

そうすれば2案で作業料金9,000円ということで、決定します。

あとで広報に載せますのでお願いします。

あともう1つは、農林水産課の方でやっている、もう1つスマート農機の導入です。支援事業の実施要綱要領を配布しておりますが、これは皆さんにお知らせです。

スマート農機を導入する場合の補助であり、ただ今、農林水産課で要望調査をしていますので、まずそういう先進的な機械を導入したいという希望があれば、面積が20町歩、いづらか少なくともあれで規模拡大するというような意向があれば、該当なるということでしたので、希望があるのであれば、相談してみればと思っております。ご報告です。

議長

皆さん何か他に何かご意見ございませんか。

これを持ちまして、定例総会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。